民法改正に伴う成年年齢引下げ後の成人を祝う式典について

区は、「成人に達した青年の新しい門出を祝福するとともに、大人になったことを自覚し、 自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます」ことを目的に、民法が定める成年年齢である 20 歳に達する者を対象とした「杉並区成人祝賀のつどい」を開催してきた。

今般の民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることとなったが、内閣府が行った世論調査では「20歳を対象に実施するのがよい」と思う者の割合が16歳から22歳までの年齢層では71.9%、40歳から59歳までの年齢層でも55.0%と最も多く、杉並区区民意向調査においても同様に54.6%と最も高い割合であった。

また、法務省が全国の自治体を対象として行った最新の調査でも、成年年齢引下げ後の式 典の対象年齢について方針を決定した 586 の自治体のうち 95.6%にあたる 560 の自治体が 対象年齢を「20 歳」のままとして式典を開催することとしている。

これらのことから、区では式典の開催目的を改め、民法改正後もこれまで通り 20 歳に達する者を対象とした式典を開催することとする。

1 民法改正(成年年齢引下げ)の主旨

憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳を大人として扱う政策が進められてきたこと、国際的にも成年年齢は18歳が主流であることから、成年年齢を18歳に引き下げることとなった。ただし、飲酒や喫煙、公営ギャンブルの投票券の購入等、一部の年齢制限は20歳に据え置かれた。

2 令和4年度以降の式典

- 名 称 杉並区二十歳(はたち)のつどい
- 目 的 20歳という節目の年に改めて成人であることの自覚と自立を促し、 次代を担う青年への期待と励ましを伝えるための式典を開催する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年 8月 区HP・広報で周知

4年 4月 民法改正/実施要綱改正

5年 1月 式典「二十歳のつどい」開催